

医政第744号
平成27年9月4日

宇都宮市保健所長 様

栃木県保健福祉部医療政策課長

単回使用医療機器（医療用具）の取り扱い等の再周知について

このことについて、下記のとおり厚生労働省医政局長から通知がありましたので送付いたします。

なお、各市町長及び下記関係団体の長宛て別途通知しておりますことを申し添えます。

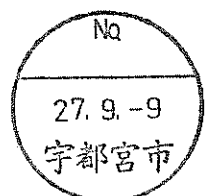
記

- 「単回使用医療機器（医療用具）の取り扱い等の再周知について」
（平成27年8月27日医政発0827第15号）

<送付先>

- ・（一社）栃木県医師会長
- ・栃木県病院協会長
- ・（一社）栃木県歯科医師会長

医療政策課医療指導担当
TEL:028-623-3085



医政発０８２７第１５号
平成２７年８月２７日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

単回使用医療機器（医療用具）の取り扱い等の再周知について

単回使用医療機器（医療用具）に関する取り扱いについては、「単回使用医療用具に関する取り扱いについて」（平成１６年２月９日付医政発第０２０９００３号厚生労働省医政局長通知）において、「ペースメーカーや人工弁等の埋め込み型の医療材料等については医療安全や感染の防止を担保する観点から、その性能や安全性を十分に保証し得ない場合は再使用しない等の措置をとるなど、医療機関として十分注意されるよう関係者に対する周知徹底方よろしく御願います」としているところであるが、今般、神戸大学医学部附属病院において、添付文書に「再使用禁止」と明記されている医療機器（医療用具）を再使用していたことが判明した。

医療機器（医療用具）の添付文書等の管理については、「医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について」（平成１９年３月３０日付医政指発第０３３０００１号・医政研発第０３３００１８号厚生労働省医政局指導課長・研究開発振興課長連名通知）において、「医療機器の使用に当たっては、当該医療機器の製造販売業者が指定する使用方法を遵守するべきである」としており、また、「単回使用医療機器（医療用具）の取り扱い等の再周知について」（平成２６年６月１９日付け医政発０６１９第２号厚生労働省医政局長通知）に基づき、関係者に対し、関連する通知等の遵守をお願いしてきたところである。

医療機器（医療用具）の使用に当たっては、これらの通知に基づき、感染の防止を含む医療安全の観点から、その種類を問わず、添付文書で指定された使用方法等を遵守するとともに、特に単回使用医療機器（医療用具）については、特段の合理的理由がない限り、これを再使用しないよう、貴管下市区町村等に対し改めて周知するとともに、必要に応じ医療機関に対し指導を行うようお願いする。